五　前条第三号ハに掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

六　前条第三号ニに掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

七　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の六　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときとする。

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の七　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師又は薬剤師とする。

（法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の八　法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の五十第二項に基づき、同条第一項の規定による調査及び研究を行う厚生労働大臣に対し支払基金又は連合会が電子診療録等情報を提供する場合とする。

（再編計画の認定の申請）

第二十条　法第十三条第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十三条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類

2　厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十三条の二各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（再編計画の記載事項）

第二十一条　法第十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（再編計画の軽微な変更）

第二十二条　法第十三条の五第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、法第十三条第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更

（特別会計）

第二十五条　法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

（法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者）

第二十五条の二　法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（再編計画の認定の申請）

第二十条　法第十二条の二の二第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十二条の二の二第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類

2　厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十二条の三各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（再編計画の記載事項）

第二十一条　法第十二条の二の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（再編計画の軽微な変更）

第二十二条　法第十二条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、法第十二条の二の二第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更

（特別会計）

第二十五条　法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

（新設）